

## 東京都観光事業審議会

東京都観光事業審議会条例(昭和28年東京都条例第2号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成29年5月31日

東京都知事 小池 百合子

## 記

## 1 諮問事項

「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018～」の策定に当たり意見を求める。

## 2 諮問の趣旨

都は本年1月、「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2017～」を策定し、東京を世界最高の観光都市とするため、海外からの旅行者の来訪を図るプロモーション活動や、国際会議等のMICEの誘致、地域の観光資源の開発、外国人観光客の受入環境の整備などの施策を展開している。

こうした中、昨年、都内を訪れた外国人旅行者の数は過去最高となる一方、観光による消費額は減少するなど、東京の観光を取り巻く環境には新たな変化が速やかに生じている。

こうした状況に対応するため、観光産業では経営の力を高め、新たな事業展開を適切に図ることが必要になっている。また、旅行者の誘致を巡る国際的な競争は激しさを増しており、これまで以上に効果の高い誘客の方法やサービスの提供を実現するとともに、新しい視点から魅力の高い多様な観光資源をつくり上げる取組が不可欠となっている。さらには、ICT技術の進展により、外国人旅行者にとって利便性の高い仕組みを整えるほか、宿泊のあり方を含めた受入環境の向上に関し十分な議論を行うことが必要になっている。

このため都は、現在のプランを改定して、新たに「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018～」を平成29年度中に策定することとした。

このプランについては、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体等の意見や要望を十分に反映し、行政と民間の力を結集して都としての施策の展開を戦略性のある効果の高いものとしなければならない。

こうした認識の下、新たな実行プランの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。